

市民の声（5 月分）

意見 12	R6. 5. 7 管財契約課 障害者手帳の交付を受けています。 新庁舎になって何度か障害者支援課を利用していますが、改善をお願いしたいことがあります投稿しました。 新庁舎は明るく開放的で利用し易く、袖ヶ浦市民として誇れる庁舎に生まれ変わりました。 障害支援課は、正面玄関から入ってすぐ右手に受付窓口があり障害者にとって大変利用し易いレイアウトになっていると誰もが考えると思います。 しかし、実際に当事者である私が利用した感想ですが、受付窓口は来庁舎の最も多い通路に面しており大変人目が気になります。 多分、健常者が体の不自由な身体障害者の一面だけを考慮して配置したのだと考えざるを得ません。 私は決して障害者であることに劣等感を持っている訳ではありませんが、それでももしここで知り合いと顔を合わせたらと考えると・・・変な不安におそわれます。 総じて障害者は一般道のような凹凸路面や昇降移動は苦になりますが、庁舎内のような限られた平坦な移動は苦にならないものです。 障害者のことを考慮する時に外見の障害部分だけを考えがちで、心の中の配慮を怠りがちになります。 私だけの思いかも知れませんが、その他該当者の意見も聞いていただき、必要な対策を講じていただけたらと考えています。 全ての市民が気持ちよく利用できる庁舎を目指していただきたいと思います。
回答	R6. 5. 24 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 障がい者支援課の受付窓口につきましては、新庁舎設計の際に、該当課への来庁者が利用しやすい玄関口から近い場所とし、受付窓口には両脇に衝立を設けるなどの対応を図っております。 ご意見のありました個別的な配慮が必要である場合の対応については、全庁的に相談室等を利用し対応しております。 この度は貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。
意見 13	欠番
回答	欠番
意見 14	R6. 5. 15 秘書広報課に、「シニアそでがうら第 3 3 号」（市ホームページ掲載）民間企業 3 4 社の広告掲載に関する審査書類の公開を求めたところ、「こちらの発行物に関しては、シニアクラブ連合会の発行物であり、袖ヶ浦市において広告の審査をしているものではないことから、手続き書類はございません。」とのご回答でした。市では「袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱」で規定しており、未審査での掲載は問題があるかと考えています。 少なくとも掲載企業の第 3 条の確認と記録、有料掲載の有無、広告部分のマスク等は必要かと考えます。

	また「シニアそでがうら第３３号」内容そのものの掲載チェックの記録の開示を依頼していますが、返答がありませんがどのような理由からでしょうか。 広告で審査で、本件のように審査の必要のないもの、審査が必要なものの判別について規定している条文を教えてください。
回答	R6. 6. 6 秘書広報課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度いただきましたご意見について回答いたします。 始めに、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱につきましては、市の印刷物、ホームページや公共施設等の資産を広告媒体として有効活用し、市の新たな財源の確保を図ることを目的として定めたものです。 市以外の団体・組織が作成した媒体について規定するものではないため、今回ご意見をいただきました「シニアそでがうら第３３号」のような媒体については、当該要綱による審査の対象ではありません。 市政協力員の回覧に、市以外の団体・組織が作成した回覧物を載せることについては、回覧内容を所管する担当課及び市政協力員を所管する市民協働推進課による決裁を経て決定しており、そのままの状態でも市ホームページに掲載しておりました。 しかしながら、今回のように市以外の団体・組織が作成した、企業広告入りの回覧物をホームページに掲載するのであれば、市の広告物と捉える方もいることを想定し、配慮する必要がございました。 今回いただいたご意見を受け、「シニアそでがうら第３３号」については、広告部分にマスキング処理を行うように改めさせていただいております。 今後も、企業広告等が掲載された回覧物をホームページへ掲載する際は同様の対応を行い、引き続き、市民の皆様に信頼していただけるホームページとなるよう取り組んでまいります。 この度は貴重なご意見を誠にありがとうございました。
意見 15	R6. 5. 16 市が支給する報償金、謝礼金など内容・目的、基準があいまいな支出があります。 例えば、環境管理部が開催する「緑のカーテンづくり講習会」の講師に支払われる謝礼金です。 講習会案内によれば、講師二人は市の管理運営する農業センターの営農指導員で、規則によれば職種別基準表で基礎号給・上限号給が決められ給料が支払われています。 市の職員に当たる農業指導員に対し、市民対象の講習会講師を行う事に対し謝礼金を支払うという事は、民間企業に勤めてきた者には理解ができません。 納得できるご説明をお願い致します。 またその他で同様なことが行われていないかの調査・確認も合わせてお願い致します。
回答	R6. 6. 6 環境管理課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 「緑のカーテンづくり講習会」の講師として、農業センターの営農指導員に謝礼を

	支払っている件についてですが、「緑のカーテンづくり講習会」におけるゴーヤの育て方の講師については、農業従事者としての実績があり、また、農業センターで営農指導員もされている方が適していると判断し、講師を依頼しております。 営農指導員の職務は、「袖ヶ浦市農業センターの副所長及び指導員に関する規程」第2条により、「農業センターのほ場管理及び農業センターが行う事業において、農業者並びに一般市民に対する指導、研修及び相談等に当たるものとする。」となっております。 また、営農指導員は、パートタイムの会計年度任用職員であり、報酬については、営農指導員の勤務条件としてあらかじめ明示した業務に対してのみ、当該職員が従事した勤務日数又は勤務時間に応じて支給されるものとなります。 このため、環境管理課が実施する「緑のカーテンづくり講習会」は、農業センターの業務とは別の事業であり、その事業に従事することについての任用をしておらず、会計年度任用職員としての報酬を支払うことはできないことから、謝礼として支払っているものです。 なお、謝礼については、給与、報酬には含まれないこと、パートタイムの会計年度任用職員については、地方公務員法において兼業が制限されておらず、その許可も不要であること等から、その他で同様のことが行われていないかの調査、確認をする予定はございませんので、ご理解くださるようお願いいたします。
意見 16	R6. 5. 17 市からは毎月「市から回覧物一覧」に掲載される回覧・配布があり大変生活を送るにあたり役立っており関係者には感謝しています。 上記は区等の会員(自治会加入会員)に回覧・配布と市のホームページに掲載することにより市民に伝達されています。 ここで疑問を感じることは、 ①回覧配布サービスが自治会加入会員のみを対象としており、40%以上を占める自治会未加入者には回覧・配布がない不公平感があります。 市民協働推進課に問い合わせたところ問題意識はあるのですが、市のホームページを閲覧して欲しいとの言い訳を繰り返すだけです。 自治会未記入者はそれぞれ事情があると思いますが、高齢一人暮らしでスマホ・パソコン環境にない人も多く居住しています。 市民協働推進課の理屈によれば、市のホームページの閲覧は環境が整えば、基本的には全市民が閲覧できます。市政協力員に報償金を払って自治加入所帯に限定して回覧・配布を依頼する意味が解りません。 ②「市から回覧物一覧」の中に、市以外の発行物が多く含まれています。 例えば「シニアそでがうら」ですが、紙面に34社の民間営利企業の広告が掲載されています。「市ホームページのバナー広告」の手続きがされていないどころか、「袖ヶ浦市広告掲載の関する要綱」も無審査という説明を秘書広報課より受けています。秘書広報課は市で作成した資料でないので前記ルールの審査の対象にならないと問題意識が共有されません。 34の企業の中に反社経営陣が含まれていますが、風俗業種が含まれていないか、企業犯罪で処分されたことがあるか等、最低限の審査と広告料金を徴取すべきでない

	でしょうか。
回答	R6. 6. 6 市民協働推進課 秘書広報課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 ご意見のありました「市政協力員による回覧」について、市政協力員の皆様には、地域の皆様と行政との橋渡しをしていただくため、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱に基づき、区等自治会において、行政情報の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配布、地域からの建設的な意見の連絡などの職務を担っていただいております。この中の行政情報の周知伝達として回覧をお願いしております。 自治会加入率は、平成3年の85.7%から、令和5年には56.7%と大きく低下しており、これに伴い紙媒体で回覧をご覧いただける世帯が減少していますが、地域内において回覧していただくことにより、地域住民の親睦や住民同士の見守りにも役立っていると考えており、回覧については継続して行ってまいります。 なお、自治会未加入の方々への回覧は、紙媒体で連絡を一律に対応することは難しい状況にあることから、現在は、交流センターにおいて紙回覧の閲覧対応とともに、市ホームページやSNSにおいて電子媒体で情報をお知らせしております。 市政協力員への回覧物や配布物については、回覧内容を所管する担当課及び市政協力員を所管する市民協働推進課の決裁により決定しております。 回覧を行った内容につきましては、多くの方々が閲覧していただけるよう、配布物と同じ内容にてホームページに掲載しております。 今回、ご意見をいただきました「シニアそでがうら」については、市民の声 No. 14で回答しましたとおり、広告部分にマスキング処理を行うよう改めさせていただきました。 この度は貴重なご意見を誠にありがとうございました。
意見 17	R6. 5. 17 明日5月17日、恒例の「緑のカーテンづくり講習会が袖ヶ浦市農業センターで農業センター営農指導員2人により実施されます。」 ゴーヤ苗がもらえることもあり、都合の付く場合は毎回参加させていただいています。おかげで近所に配り切れないほどのゴーヤを収穫できる腕前になりました。 ところで別件の問い合わせで、環境管理課より講師の営農指導員の2人には謝礼金が支払われるとの話を聞きました。 営農指導員は、「職種別基準表」で基礎号給が支払われる市の職員です。 市が職員に謝礼金を支払うことは民間企業では理解しがたく、環境管理部に尋ねたところ、「休日の業務なので」との説明でした。 民間企業で休日出勤した場合には、休日出勤手当支給、振替休日取得などの対応をとります。 市の職員が定常勤務外に従事し、謝礼金等や給料明細に掲載しない金品を支給する事で処理する業務がありましたら、合わせて業務と理由について教えてください。
回答	R6. 6. 4 環境管理課 職員課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 「緑のカーテンづくり講習会」の講師として、農業センターの営農指導員に謝礼を支払っている件については、別途回答したように、環境管理課が実施する「緑のカー

	テンづくり講習会」は、農業センターの業務とは別の事業であり、その事業に従事することについての任用をしておらず、会計年度任用職員としての報酬を支払うことはできないことから、謝礼として支払っているものです。 しかし、環境管理課から問い合わせメールに対し、「講師を農業従事者としての経験があり、農業センターで営農指導員をされている方へ依頼しております。ただし、勤務を要しない日に講師として依頼していることから謝礼金として支払っている」と回答したとのことであり、休日出勤が謝礼金として支払う理由であるとの誤解を招く表現であったと考えております。 既に担当課への問合せメールにおいて説明不足であった旨を回答しておりますが、改めて訂正させていただきます。
意見 18	R6. 5. 20 18日農業センターで開催された「緑のカーテン講習会」に参加しました。講習会后、ゴーヤ苗と肥料をいただき有り難うございました。 当日は、講師の袖ヶ浦市 農業センター 営農指導員 **様、**様 袖ヶ浦市 環境管理課 ****様、**様、女性職員の5名で講習会を進行していたようです。 どちらかの職員と思われる女性は、受講者のお迎えでスリッパを並べたり、講習会の資料を配布したり、帰り際にはゴーヤ苗を手渡したりスリッパを片付けたり、たぶん会場の準備とか後片付けもされているのかと思いますが、他のだれよりも一生懸命に体を動かし、参加者への気遣いをしているように感じました。 ところが、本日の講師、職員の紹介でただ一人この女性職員と思われる人の紹介がありませんでした。 この女性がアルバイトで当日だけ雇った助っ人であれば多少理解できますが、どうして紹介がされなかったのでしょうか。 市では女性職員の名前は個人情報と考えているのでしょうか、本人からの要望でしょうか、あるいは役職に応じた区別・差別なのでしょうか。 不可解に感じたのは私だけではなかったかと思います。
回答	R6. 5. 7 環境管理課 職員課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 また、この度開催した「緑のカーテンづくり講習会」にご参加いただき感謝申し上げます。 ご意見を頂いた市職員の紹介についてですが、市民の皆様と接する会議等では、その目的や規模等に応じて、職員紹介の範囲を判断しているところです。 このため、今回の「緑のカーテンづくり講習会」では、講師による参加者への講習を目的として開催していることから、講師2名の紹介を行ったほか、当日従事した環境管理課職員4名については、市を代表して担当課長、また、講習会の進行者として担当班長の2名が自己紹介を行ったところです。 他の職員2名（男性職員1名、女性職員1名）については、職員であることを明示する名札着用とし、紹介は割愛させていただいたところですが、職員に対する差別といった考えはございませんので、ご理解くださるようお願いいたします。 この度は、貴重なご意見をお寄せ頂きありがとうございました。

意見 19	欠番
回答	欠番
意見 20	R6. 5. 27 ①市内に産婦人科を誘致してほしい ②宅配ボックスの設置について補助金を設けてほしい
回答	R6. 6. 13 健康推進課 環境管理課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度、いただきましたご意見について回答いたします。 初めに、産婦人科の誘致についてですが、産婦人科医や看護師、助産師等の高齢化を含めた人的資源の不足に伴い、全国的にも産婦人科数が年々減少するなど、現状においては誘致が困難な状況にあります。 市といたしましては、地元医師会である君津木更津医師会と連携し、情報収集に努めるとともに、引き続き、医療人材の育成等も含め千葉県等への働きかけを行ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 次に、宅配ボックスの設置について補助金を設けることについてですが、市では、現在、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画を策定中であり、計画の中で温室効果ガス削減のための施策の一つとして、省エネルギー行動の実践を挙げております。 宅配ボックスの設置費用に対する補助につきましては、省エネルギー行動の実践において、市民の皆様による脱炭素化に向けた動機付けとして効果があると考えておりますので、今後、具体的な取組の検討における参考とさせていただきます。 この度は貴重なご意見をありがとうございました。